

# 青森県報

号外第百十三号

令和二年  
十二月十六日  
(水曜日)

## 目 次

### 条 例

- 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する  
 条例の一部を改正する条例…………… (市町村課) …… 二
- 青森県興行場条例の一部を改正する条例…………… (保健衛生課) …… 三

# 条 例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

## 青森県条例第五十三号

### 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「野辺地町」の下に「七戸町」を加える。

第三十三条中「同条第九項」を「同条第四項の規定によるこれらの届出に係る通知、同条第五項の規定による通知の受理、同条第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「同条第十四項」を「同条第十六項」に、「同条第十五項」を「同条第十七項」に、「同条第十六項」を「同条第十八項」に改める。

### 附 則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第三十条第一項に規定する事務（七戸町の区域に係るものに限る。）に関して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為は、七戸町長がした処分その他の行為とみなす。

青森県興行場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十四号

青森県興行場条例の一部を改正する条例

青森県興行場条例（昭和五十九年六月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類については、興行場営業を譲り受けた者が当該興行場営業に係る同項の申請書を提出する場合であつて既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときその他の規則で定める場合は、その添付を省略することができる。

- 一 興行場の設置の場所の周辺の区域の状況を明らかにした図面
- 二 興行場の構造設備を明らかにした図面
- 三 その他規則で定める書類

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円